

地震火災を防ぐポイント

地震発生時は、火災による二次災害が脅威となります。次に示す「事前の対策」や、地震発生時のそれぞれの状況に応じた対応などを確認し、地震火災を防ぎましょう。

事前の対策

- 住まいの耐震性を確保する。
- 家具等の転倒防止対策（固定など）を行う。
- 地震ブレーカー（震度5強以上など、設定震度を感知すると電気を遮断するもの）を設置する。
- ストープ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かない。
- 住宅用消火器を設置し、使用方法について確認する。
- 地震直後の行動について、普段から玄関等に貼っておき、避難時に確認できるようにする。
- 地域の防災訓練へ参加するなどし、発災時の対応の習熟を図る。

地震発生直後の5分間の行動

- ① 発生後すぐ（0分）
まず、自分の身を守る。
（座布団などで頭を保護する）
- ② 揺れがおさまったら（1〜2分）
□ ガス栓・器具栓を閉め（火をすべ

地震からしばらくして

- 電気やガスが復旧し、避難から戻ったら
- ガス機器、電化製品及び石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認する。
- 再通電後は、しばらく電化製品に異常（煙、におい）がないか注意を払う。

（消し）、揺れが大きかったときは、屋外の容器バルブも閉める。停電中は電化製品のスイッチを切り、電源プラグをコンセントから抜く。

□ 石油ストーブなどからの油漏れの有無を確認。火が出たら、落ち着いて初期消火。家の中の家族の安全を確認し、ガラスの破片が散乱している場合は、靴をはく。

□ 避難するときは電気ブレーカーを切る。

③ 揺れがおさまったら（3〜5分）
□ 隣近所に声をかけ、行方不明者はいないか、けが人はいないか、ガスの元栓が閉まっているか、電気ブレーカーを切っているかの確認をする。

□ 火災が発生している場合は、消火器を使い初期消火をする。その際はガス漏れ、漏電に注意する。

通電火災に注意しましょう

通電火災とは、停電が復旧した際に起こる火災で、電気コンロ、観賞魚用ヒーターなど熱を発生する器具が、機器の転倒・落下・損壊などにより可燃物と接触する状況となり、火災に至るケースです。

通電火災を防ぐためには、電化製品のスイッチを切る、電源プラグをコンセントから抜く、避難するときにブレーカーを切るようにしましょう。



通電火災を防ぐため、停電時に避難の際はブレーカーを切りましょう。

Net119の運用が始まります

Net119は、スマートフォン等からインターネットを利用して119番通報ができるサービスです。聴覚や言語機能の障害によって音声での会話が困難な方が、いつでも全国どこからでも通報場所を管轄する消防本部へ、音声によらない通報をすることができます。

- ▶ 運用開始日 11月1日(日)
- ▶ ご利用条件 以下の条件を満たす方がご利用できます。
 - 五城目町に在住、在勤または在学している方
 - 聴覚、言語機能に障害があり、音声電話による通報が困難な方
- ※ 身体障害者手帳が交付されている方のほか、音声通話による緊急通報が困難であると消防本部が認めた方。
- ▶ 申込方法 ご利用には事前の登録が必要となりますので、町消防署までお越しください。
- ▶ 対応機種 一定の条件を満たすスマートフォン、タブレット、フィーチャーフォンからサービスが利用できます。
- ※ フィーチャーフォンの場合、一部機能が制限されることがあります。安全な通信ができない古い機種種の携帯電話では、Net119緊急通報システムがご利用できないことがあります。

お問い合わせ 町消防署 (☎852・2028)

運動期間中、午後6時にサイレンを鳴らします。火災と間違えないよう、ご注意ください。



11月 1日(日)から 7日(土)は 「その火事を防ぐあなたに 金メダル」 秋の火災予防運動です

住宅火災

乾燥、暖房器具の使用頻度の増加により、火災が発生しやすい時季となりました。火災の発生や逃げ遅れを防ぐために、「いのちを守る7つのポイント」を心掛けた生活をしましょう。

いのちを守る7つのポイント

＜3つの習慣＞

- 。寝たばこは、絶対やめる。
- 。ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 。ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

＜4つの対策＞

- 。逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 。寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 。火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する。
- 。お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



住宅用火災警報器の維持管理について

警報器の点検（作動確認）は、春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的の実施してください。点検の方法は、点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱることで行います。

住宅用火災警報器の維持管理について

▶ 定期的な作動確認



点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的に作動確認をしましょう。

作動確認をしても住警器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。住警器の本体または電池を交換しましょう。

▶ 古くなったら交換



火災以外で警報音が鳴った場合。

本体の故障か電池切れです。住警器本体または電池を交換しましょう。



故障か電池切れが分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問い合わせください。なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなる可能性があります。交換を推奨しています。

消防団火災防禦訓練を実施します

秋の火災予防運動に合わせ、消防団の火災防禦訓練を町内3か所で実施します。

- ▶ 日時 11月1日(日) 午前10時～
- ※ 当日は、消防車がサイレンを鳴らして走行します。火災と間違えないようご注意ください。

